

「浅草事件を取材して」

○『自閉症裁判』というのは、教員を辞めた直後の2001年4月に起こった浅草での事件を、3年余にわたり取材をして書いた。取材をすればするほどたいへん大きな難しさとなって現れてきたと感じている。当然、取材したことを全部書いているわけではない。

○当時、教員であったときの仲間に「浅草での事件のことを書いている、事件を起こした青年は養護学校を出ていて自閉症の人だ」と話したら、「障害のある人はむしろ被害者になるケースのほうが多いのだから、加害者になった事件よりも、そちらのほうをこそ優先して書くべきではないか」「(そういうものを書いて) 障害をもっている人の家族の気持ちはどうだろう」と心配をされた。その点はわたし自身も重々承知している。けれども、あの時の報道のあり方として、“凶悪な通り魔犯である”とか、“性犯罪常習者である”とかいうことが前面に出て、養護学校や障害のことは触れられていなかった。これでいいのか、と疑問をもったことから取材を始めた。

○公判を傍聴していくなかで、いろいろなことが分かってきた。一つは、知的なハンディキャップがある場合は、供述調書がまったく取調べ側に都合のいいように作られ、有罪判決が出て、刑務所に行くことになるということ。(今はよく報道されるようになっているが、刑務所というところでは6割から7割の人たちが高齢者となんらかの障害をもっている人である。)ほとんど作文に近い調書をとられ、実刑判決を受け、刑務所に送られていくということを防ぐには、テープ録音や録画など、取調べを目に見える形にする必要があると痛感した。(現在、やっとその方向に進みだしている)。

○いっぽうで、服役して出所したあとのことを考えても、住む場所も働く場所もない、そういうなかで、やむにやまれず万引きなどをして掴まり、刑務所に戻る、ということがくり返される。それを防ぐにはどうすればよいのか、という課題も取材を重ねる中でみえてきた。

○浅草での事件のさい、ハンディキャップをもった青年が加害者であるという面を伝える悩ましさはあるけれど、なんらかの形で、世の中に実態を知ってもらう必要があるのではないか——やはり書かなければならないと考えた。

○最初は、加害者の「障害」を理解してほしいという、加害者支援の立場で書こうと構想していた。しかし、被害者の側の取材をしたところから、まったく別の視点が見えてきた。被害者の遺族であるお父さん、お母さんの悔しさや辛さを目の当たりにしたとき、貧しい生い立ちがあろうと障害があろうとなかろうと、まったく落ち度のない人間の命が奪われている、それをどう考えればいいのか、という問いが生じた。そこからいろいろな葛藤が生まれ、自分にとって大きな転回点となった。

○本の中でくわしくは書かなかったことがある。実は逮捕され勾留されている1年ぐらいの間に、一人の女性から加害者の青年に手紙が来て文通が始まり、やがてその女性は接見をするようになる。彼は母親が亡くなった直後から家出を繰り返すようになり、卒業後はほとんど家に居つかな

い状態になっていた。そうした彼にとって、女性との文通は大きな意味をもっていたのではなかったか。彼はかねてより、自分を理解してくれる女性を求める気持ちが強かった。このことは、この事件を考えるとときにたいへん重要な問題ではないか、という気がした。

○養護学校の教員時代、高校生、中学生ぐらいになると、いろいろな形で異性に対する関心が強くなるのを見てきた。結婚できるかできないか。“彼女”ができるかできないか。そのことは、彼らにとって切実な問題だった。われわれ教員は冗談めかした対応でお茶を濁してしまっていたが、思春期から青年期にかけて、異性の問題も含め、どう乗り越えていくかというのはたいへん大きな、そして難しい問題だと改めて強く感じている。

○これは学校教育という枠組みのなかで行う「性教育」というようもので対応できるかということ、ほとんど刃が立たないのではないか。青年期に入ったときに、異性という存在にどう自分を認めってもらうか、そのことをはじめとして、どう自己価値を認めってもらうか、どうアイデンティティを獲得するかというのはとても重要な要因だと思う。

○公判を傍聴していると、彼の発言内容や態度がどんどん変わっていくのが分かった。最初は何を聞かれても答えない、あるいは「わからない」という答えだった。それが少しずつ答えようとする。そうした変化が見られた。彼は最後に、「もう一回人生をやり直したい」と言っている。その気持ちをもつにあたって、さきほどの女性が現れたということは非常な重要な要因だろうと思う。しかし、このことについては相手の方の立場を考え、取材は差し控えた。

○事件の経緯を伝えるなかで、非常に難しいと感じたこと。あるいは表現を慎重にしたところがあった。「相手に包丁を向け、そのことによって自分の意思を伝えようとする」といったコミュニケーションの取り方や、相手の表情や感情をどう受け止めるかということに現れる自閉症の人の難しさである。それを「理解してほしい」と考え、説明しようとするのだが、それは、「自閉症」の人たちがどういう特徴をもつか、そのことを知らない一般の読者に対しては、何をするかかわからない、危険だ、というような逆のアピールになりかねない。そうしたジレンマを強く感じた。

○これは、事件を素材としたノンフィクションを書こうとするときに、どうしても抱えるジレンマである。私の基本的な考えは、自閉症の人はわれわれとつながっている、連続性のなかにあるのであって、“川の向こうの別の人”ではない、と思っている。ところが、彼らの特徴を理解してもらうためには、特徴を特異性として、ときには強調して説明しなければならぬ。そのことは、「連続している」という基本的な考えと、離れていってしまうことになる。このジレンマをどう克服するか、細心の注意を払いながら書いていく必要を痛感した。

○そのように書いたつもりだった。それでもショックなことに、ある読者から「自閉症の人は反省をしない。だから無期の判決は当然だ」という感想が出た。

○加害青年の妹について、書こうか書くまいか、実は、最後の最後まで悩んだ。事件には直接関係がないことであつたし、妹さんの大変過酷な生活史を、同情してほしいというメッセージとして受け取られるのは本意ではなかった。そういう受け取られ方をしないように書くにはどうしたらよいか。その点についても悩みぬいた。

○昨今、「無期懲役」は刑期が長くなり、かつてのように12、3年で仮出獄というケースはほとん

どなくなっていると言う。少なくとも被害者遺族が存命中は、仮釈放させないようになっていると言う。本人はそのことを聞き、驚き、しばらく何も言葉がでなかったと聞いている。いったん控訴を申し出ているが、結局、本人が控訴を取り下げ、一審で刑は確定し、裁判は終わった。

「寝屋川事件取材して」

○加害少年は、卒業した小学校に行き、対応に出た男性教諭を包丁で刺し、さらに2人の教員を刺した。そのうち1人の方が亡くなり、2名が重傷を負うという事件だった。家庭裁判所より〔逆送〕となり、公開の刑事裁判となった。1回目の裁判で“広汎性発達障害”であることが明らかにされ、東京のほうでも大きく報じられた。

○少年事件は、家庭裁判所の段階で保護処分と判断されると、情報は外へは出なくなる。ここで二つの見解に分かれる。一つは、社会的公益性を考えたとき、情報を知らされなかったとき何も教訓とすることはできないという考え方。一方、被害の大きな事件であればあるほど、犯人となった少年の背景は大変複雑になり、結果、裁判に費やされる時間が長くなる。16歳から17歳、18歳という時期の1年は、のちの更生ということを考えると大変重要な時間である。その間、更生のための必要な教育も、ほとんど行われない。

○浅草事件の裁判は4年近くかかったが、そのときには、弁護人ががんばってとてみていねいに裁判をやっている、それは必要なことだと思っていた。しかし少年事件の場合、弁護士がていねいに裁判に臨もうとすればするほど、時間がかかってしまう。今回、二審で刑が確定するまでの間、3年という時間を要した。精神鑑定にかかる時間、広汎性発達障害とはなにか、どういう処遇が望ましいのかという議論、それらを丁寧に行おうとすればするほど、少年にとっては更生のための時間が奪われてしまう。この問題をどう考えればよいか、私自身はまだ答えが出せていない。

○もう一つ、本（『裁かれた罪 裁けなかった「こころ」』）を執筆しながら頭から離れなかったことがある。それは「いつかこの少年が、必ずこの本を読むだろう」ということだった。だから手を控えるということではまったくないが、そのことを絶えず念頭において書いていた。

○「奈良放火事件」の後、少年の「供述調書」が著作の中に流用され、調書を渡したとされた医者が逮捕されたという事件があった。この件に関してはいろいろなことを考えさせられたが、最終的には次のように考えた。少年事件の場合は最高で無期懲役であり、次が懲役15年。ということは、多くの少年が30代か、遅くとも40代になったとき、間違いなく社会復帰してくる。そのことを考えたとき、自分の書く本は、「どういう形で戻ってきてほしいと社会が望んでいるか」、「きちんと更生しているのかどうか」ということを、問いかける内容となっていなければいけないのではないか。少なくとも、更生のための足を引っ張るものは書いてはいけない。そのことが念頭にあったし、調書流出事件について考えたことも、その点だった。

○少年の重大事件の際、マスメディアのスポットは、被害者・遺族の苦しさに当てられる。それは間違いだとは言わない。被害者・遺族の方に、精神的にも物理的にも、いろいろな形でサポートの態勢がとられるべきは当然と考える。しかし報じる側は、少年院や少年刑務所における処遇

の現状はどうなっているのか。再犯の確率はどうかなど、もっとそちらに関心をシフトさせていく必要があると強く感じている。

○私の本は、判決のあとどういう処遇がなされるのか、そこに大きな比重を置いて書かれている。少年法の再改正によって、少年の殺人事件が刑事法廷の場にあがってくるケースは増えるだろう。日本の刑事裁判は99.9パーセントの有罪率を誇っている。つまり、刑事処分を受ける確率がきわめて大きいことを示している。すると、次に考えなければならないのは、どういう処遇環境に置かれるのかということ。「少年」刑務所というのは名前だけで、実態は、20代半ばから30代半ばが受刑囚の過半という構成になっている。処遇のプログラムもまだ十分とはいえない。そういう現状で、教育というものが行われるのかどうか、大きな危惧をもつ。

○寝屋川事件の内容について少し触れるなら、この事件にあっても、「女性」の問題がある影響を及ぼしている、と私は推測している。彼は、ある女性に出会い、つきあってほしいと願っては断られる、ということを繰り返している。もう諦めたといいつつも、その女性のことを最後まで諦めきれてはいない。拘留中も、彼女は抱きしめてくれるような存在、母親のような存在として彼のなかにはあり、彼女のことを思い浮かべたことを「恋愛妄想を行っている」と表現している。

○精神鑑定に当たった医師も「恋愛的な交流が直接犯行につながるような心理状況は見られなかった」述べ、主治医も、「この年代の人にはよくあることなので、とくになにか、大きな影響を与えたということは、診察をしている限りでは見当たらなかった」と言っている。おそらくはこの見解の方が正しいのだろう。しかし私自身は——あくまで状況証拠からの推測にすぎないが——「女性が与えた何らかの影響力」という問題は、書いておかななくては感じていた。改めて、思春期、青年期をどう通過して行くか、そのときぶつかる恋愛の問題、異性の問題の重要性ということはあるべきだ。

○「広汎性発達障害が裁判にあってどう認められているか」という問題について。浅草事件のさいには、簡易鑑定をした医師は「自閉傾向はあるが軽度の知的障害である」と診断し、裁判所はこの見解を採用した。犯行の態様、動機なども、そこから作られ、判決となった。寝屋川事件の裁判にあっては、殺意の認定、動機など、障害の認定という点ではいくらか進んだという感想をもった。

○殺意の認定は大変重要なところで、「殺意なし」と判断されれば、罪状は「障害致死」となり、「殺意」が認められれば、「殺人」となる。そうすると死刑までが量刑の範囲に入ってくる。一審の判決を聞く限りでは、「障害」を犯行事実の大きな動因として認めている。「障害」と「特殊な心理状態」の関連は認めながら、「殺意」の有無に関する判断では、その関連が斥けられている。「責任能力」の有無についても同様で、特異な心理状態はよく理解されているのだが、最後の判断のところで、弁護側の主張する「心神耗弱」は斥けられている。結局は懲役12年の判決となるが、最後に「処遇に関する裁判所の意見」を加えるなど、苦慮した点が伺える。二審のさい、弁護人が「傷害致死と殺人の中間的なものだ」と述べた。まさにその通りで、私も「傷害致死」なのか「殺人」を適用すればよいのか、判断のつきかねるところがある。一審では求刑が無期懲役、判決が12年。そして検察官、弁護人、双方が控訴。裁判所の処遇に関する意見と併せ、難しさがよく現れている裁判だったと感じた。

○二審の判決は15年。これで、確定となったが、ここでの裁判官の見解は、「障害の理解」という点で後退している。機会があったら批判的に検討したい。

★★★★